

新型コロナウイルス感染症に係る造船業及び舶用工業事業者向け 特別相談窓口の設置について

北海道運輸局では、下記のとおり当部内に造船業及び舶用工業事業者向け特別相談窓口を設置することとしましたので、必要に応じてご活用ください。

記

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大により、日々の業務における感染防止対策を行いつつ、経済的影響による経営環境の悪化などについて様々な不安、心配をかかえながら、事業を行っている造船業及び舶用工業事業者の相談や要望を伺い、活用可能な支援策の紹介等について、国土交通本省及び他の行政機関等とも連携の上、支援及び助言等を行う。

2 特別相談窓口設置場所及び連絡先

国土交通省北海道運輸局海事振興部

旅客・船舶産業課 電話：011-290-1012 F A X：011-290-1021

電子メール：下記「行政相談受付窓口」メールフォーム

http://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/header/soudan/form_index.html

※件名に「新型コロナ」と記載願います。

3 支援及び助言等の内容

- 造船業及び舶用工業事業者からの相談・要望対応
- 造船業及び舶用工業事業者が活用可能な支援策（助成制度等）の紹介
- 中小企業支援策や雇用調整助成金の活用を検討する造船業及び舶用工業事業者に対し、支援窓口を紹介